

美里町告示第112号

建設工事の一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び美里町契約規則（平成9年規則第5号）第18条の規定に基づき公告する。

令和6年11月1日

美里町長 原 田 信 次

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 第1浄水場4号ろ過ポンプ更新工事
- (2) 工事場所 美里町大字広木地内
- (3) 工 期 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4) 設計金額 入札執行後に公表
- (5) 工事概要 ろ過ポンプ更新工事
4号ろ過ポンプ更新 1台

(6) 入札手続等の方法

本案件は、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。なお、資料の提出については別途指示に従い提出すること。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

- 令和6年11月 1日（金） 午前9時から
令和6年11月13日（水） 午後4時まで
（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

3 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

- 令和6年11月20日（水） 午前9時から
令和6年11月22日（金） 午後4時まで
（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 開札日時

令和6年11月25日（月） 午前9時30分

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和5・6年度美里町建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載があり、次の要件を満たす者であること。

資格者名簿において、「機械器具設置工事業」に登録があり、「水処理設備工事」に受注希望がある者であること。

- (2) 建設業法第3条に基づく許可を受けた者であること。なお、下請代金の総額が4千万円以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 該当業種について、入札日から1年7月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定に基づく「経営事項審査」を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) この工事の公告日から入札日までの期間に、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) この工事の公告日から入札日までの期間に、美里町の締結する契約からの美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年告示第82号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (7) この工事の公告日から入札日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

(8) 配置予定技術者

ア 請負代金額が3,500万円以上となる場合において、入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、下請契約の総額が、4千万円以上となる場合は、監理技術者でなければならない。

イ 配置予定技術者は、その者が在籍する建設業者と入札日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（様式第6号）に記載すること。

エ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は監理（主任）技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を入札参加資格等確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合、若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。

オ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

- (9) 本公告以前5年度間（平成31年度～令和5年度）において、国又は地方公共団体が発注の上水道事業における浄水場整備の新設、更新又は改築工事（ポンプ制御設備を含む。）を受注し、完成した実績（共同企業体の構成員による場合を除く。）があること。

6 入札参加資格の有無の確認

美里町建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要綱に基づき、入札執行後に確認する。

7 設計図書等

- (1) 公開日 令和6年11月 1日（金）

- (2) 設計図面、工事仕様書、その他必要な書類（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システ

ム（電子入札システムで指示がある場合は、美里町のホームページ「入札・契約情報」）からダウンロードすること。

8 設計図書等に関する質問

入札参加者は、設計図書等に関し質問がある場合は、次のとおり質問内容を電子入札システムにより提出すること。

(1) 受付期間

令和6年11月 1日（金） 午前9時から

令和6年11月13日（水） 午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システムにより、令和6年11月18日（月）までに掲示する。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

入札時に、入札書とともに入札金額積算内訳書（様式第8号）を添付して、電子入札システムにより提出すること。なお、入札金額積算内訳書のファイル名は、工事番号と会社名を付記したものとすること。（例：「R05-001 ○○建設株」）

(3) 入札執行等

ア 入札参加者の数が1者であっても、入札を執行する。

イ 入札回数は、1回とする。また、初度の入札の結果再入札となった場合、再入札の回数についても1回とする。

ウ 初度の入札の結果、再入札となった場合の入札書提出期間及び開札日については、初度の入札の終了後、電子入札システムにより通知する。なお、初度の入札において、入札に参加しなかった者、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者及び無効である入札を行った者は、再入札に参加することはできない。

(4) 入札の辞退

競争参加資格確認申請後においても、入札の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

10 最低制限価格

設定する。

11 入札保証金

事後審査型入札における入札保証金は、免除とする。

12 入札の無効に関する事項

美里町契約規則第24条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

- (2) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札
- (3) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1.3 落札候補者の決定

- (1) 落札候補者は、開札において予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、一番低い価格の入札をした者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを利用し、落札候補者を決定する。

1.4 開札後に関する事項

- (1) 本入札は事後審査型であるため、開札後、落札決定を保留とする。落札候補者通知書を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書(様式第3号)」「一般競争入札参加資格等確認資料(様式第5号)」等指定された書類を、通知を受けた日から2日以内に提出すること。
- (2) 落札決定後、電子入札システムにより入札結果を公表する。

1.5 契約の締結に関する事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約を締結し、美里町議会の議決をもって本契約とする。

なお、落札決定から本契約までの間に、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けた者は、本契約を締結できない。(契約辞退を申し出るものとする。)

1.6 契約保証金

美里町契約規則第4条の規定により契約金額の100分の10以上を納付する。

1.7 支払条件

(1) 前金払い

する。(その金額は契約金額の40%以内の金額(4,000万円を上限とし、当該金額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。)

(2) 部分払い

しない。

1.8 その他

- (1) 落札者は、入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、工事仕様書、図面、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 申請手続及び入札に関する様式については、美里町所定のものを使用すること。

1.9 この告示に関する問い合わせ

美里町総合政策課財政係

TEL 0495-76-1114 (直通)

FAX 0495-76-0909